

日本に於ける福祉行政の實際

堀 堅 士

序 説

日本國憲法第二五條は、「すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を營む權利を有する。國は、すべての生活部面について、社會福祉、社會保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定した。

そして特に「社會保障」と云ふ語は、一つの流行語にさへなつた感がある。例へば、五五年二月の總選舉に際しての、各黨の政策は、こぞつて、「社會保障の擴充」を唱ひ、次の如く述べてゐる。(社會保障制度審議會事務局資料による。)

〔自由黨〕

- 一、各種社會保險制度の統合整備、要すれば社會保障省の設置
- 二、健康保險の擴充、五人未満の小企業への適用範圍擴大
- 三、國民健康保險の擴充整備、給付費に對する二割國庫負擔の法制化と全國への普及
- 四、ボーダーライン階層の轉落防止のため「厚生資金」の新設

日本に於ける福祉行政の實際

五、母子家庭援護の強化、母子住宅の建設と、母子福祉資金の貸付額の増額

六、結核対策の充實、病床の増設と後保護施設の整備

七、戦争犠牲者に對する處遇の改善

八、失業対策、當面の対策としては建設諸事業の擴大と從來の失業対策事業の重點的効率の擴充

九、住宅政策、三ヶ年間に一〇〇萬戸を豫定

〔民主黨〕

一、社會保險対策

(1) 各種保險の統合整備と、零細企業への適用範圍の擴大

(2) 醫療その他諸施設の體系の確立

(3) できる限り速かな總合的年金制度の確立

(4) すべての國民に醫療保障を確立するための基礎として、國民健康保險制度の擴充強化

二、結核対策の改善強化

三、婦人兒童対策

(1) 未亡人および母子福祉制度の擴充と養老施設などの充實

(2) 合理的な計畫産兒に關する趣旨の普及

四、失業対策、當面の政策としては公共土木事業の計畫的推進と現行失業対策事業の刷新強化

五、住宅対策、大量建設を用途とし、とくに集合立體制耐久住宅、ブロック庶民住宅の増設

〔右派社會黨〕

一、社會保險の擴充

(1) 國民健康保險の全國への實施、健康保險の適用擴大による全國民への健康保險の適用

(2) 學生保險制度の創設

二、社會保險醫の保護政策、委囑手當の支給、融資制度の創設、免稅など

三、生活保護の強化

四、結核對策

(1) 結核對策を結核豫防法一本に統一

(2) 病床、アフターケアー施設の増設など

五、家庭福祉制度の創設、結婚資金貸付制度の創設、公營家政婦制度の創設など

六、兒童福祉對策、兒童少年福祉機關の強化など

七、失業保險制度の改革、適用範圍の擴大、國庫負擔の増額など

八、失業對策、緊急失業對策事業費の増額、公共事業の計畫的實施、失業對策事業の擴充など

九、農村社會保障對策

(1) 國民健康保險の適用と醫療施設の擴充

(2) 農村を對象とする厚生年金制度の實施

(3) 農村婦人に對する公費による出産休養制度の實施

日本に於ける福祉行政の實際

〔左派社會黨〕

- 一、豫算編成の重點を失業對策を中心とした社會保障費の充實に置く
 - 二、健康保險給付費に對する大幅國庫負擔の實施、家族半額負擔の廢止
 - 三、國民健康保險の全國民への適用、半額國庫負擔の實施
 - 四、生活保護費豫算の増額、基準額の三割引上げ
 - 五、結核病床の増設、保護施設の大増設
 - 六、戰爭犠牲者に對する國庫補償の擴充
 - 七、母子福祉施設の増設
 - 八、老人、未亡人、孤兒に對する國民年金制度の實施
 - 九、失業對策事業費の増額と失業保險適用の擴大
 - 一〇、けい肺法の制定
 - 一一、厚生年金保險を國民厚生年金制度として確立、積立金による勤勞者住宅の大量建設
 - 一二、勞災保險の適用擴大
 - 一三、農村社會保障政策
 - (1)綜合開發、産業計畫により失業對策、二三男對策に萬全を期する
 - (2)國民健康保險制度の擴充による無醫村の解消
- 一四、住宅政策

年間三五萬戸、公營耐火集團式住宅を中心とする

しかしながら、これら多種多様の公約にもよく現はれてゐるやうに、『しからば社會保障とは何か?』と問はれた場合に、それを正確に概念付けることは、現在のところ、不可能のやうである。これらの公約に於ては、憲法第二五條に云ふ「社會福祉」、「社會保障」及び「公衆衛生」の三者を含めて、廣く、社會保障と呼んでゐるのであり、この廣義の社會保障と、かの狹義の社會保障との關係を正確に理論づけた研究は、未だ現はれてはゐない。

ここでは、その「理論」を、ではなくて、その「實際」を、福祉行政立法の事實に基いて、追求してゐるのである。

第一節 社會福祉のための諸立法

わが國の『社會福祉』(Social Welfare)に關する法制の始りは、これを、一八七四年(明治七年)太政官達第一六二號「恤救規則」に求めることが出來よう。

そして、その後、内務省の管轄下に、一八九九年、「權災救助基金法」(法律第七七號)。「行旅病人及行旅死亡人取扱法」(法律第九三號)。「水難救護法」(法律九五號)。一九〇〇年、「教育所ニ在ル孤兒ノ後見職務ニ關スル法律」(法律第五二號)。一九〇六年、「傷兵院法」(法律第二九號)が、相ついで制定せられた。

一九一七年(大正六年)、内務省地方局内に、「救護課」を創設、「軍事救護法」(法律第一號)を制定、翌々一九年に、救護課は、「社會課」と改められ、二一年、「職業紹介法」(法律第五五號)。「住宅組合法」(法律第六六號)が制定せられた。

一九二二年、社會課は、更に「社會局」に昇格、「少年法」(法律第四二號)。「矯正院法」(法律第四三號)。一三年、「工場労働者最低年齢法」(法律第三四號)。二七年、「不良住宅地區改良法」(法律第一四號)。「公益質屋法」(法律第三五號)。二九年、「救護法」(法律第三九號)。三一年、「労働者災害扶助法」(法律第五四號)。三三年、「兒童虐待防止法」(法律第四〇號)。「少年教護法」(法律第五五號)。三六年、「方面委員令」(勅令第三九八號)。三七年、「母子保護法」(法律第一九號)。「軍事扶助法」(法律第二〇號)が、次々と出現することとなつた。

一九三八年(昭和十三年)一月、「厚生省官制」(勅令第七號)により、厚生省が設置せられて、内務省社會局から社會福祉關係行政の大部分を引きつぎ、「社會事業法」(法律第五九號)を制定、三九年、「司法保護事業法」(法律第四二號)。「司法保護委員令」(勅令第六四四號)。四一年、「醫療保護法」(法律第三六號)。貸家組合法(法律第四七號)。四二年、「戦時災害保護法」(法律第七一號)が出た。

敗戦後、一九四六年(昭和二十年)二月、GHQから發せられた「救済と福祉に關する覺書」を契機として、三月、厚生大臣の諮問機關として、「社會保險制度調査會」を設置、一〇月一日より、第九〇回帝國議會を通過して、九月公布せられたばかりの「生活保護法」(法律第一七號)が施行せられた。また同時に、方面委員令が廢止せられ、「民生委員令」(勅令第四二六號)が、これに代つた。この生活保護法は、從來無體系的に散在してゐた、かの救護法、母子保護法、戦時災害保護法、軍事扶助法を、再検討し、綜合化したものであつたが、五〇年四月の第七回國會に於て、全文改正せられて現在の「生活保護法」(法律第一四四號)が生れた。

四七年、「社會事業法」改正(法律第三三號)。兒童虐待防止法と、少年教護法とを廢止して、新に「兒童福祉法」

(法律第一六四號)を制定。非常災害救助策確立のため、「罹災救助法」(法律第一一八號)が制定せられた。

四八年、民生委員令を廢止して、「民生委員法」(法律第一九八號)を、矯正院法を廢止して、「少年院法」(法律第一六九號)を、それぞれ制定、同時に、少年法を全面的に改正(法律第一六八號)。更に、「國立光明寮設置法」(法律第一六二號)が制定せられた。

四九年、「身體障害者福祉法」(法律第二八三號)。「國立身體障害者更生指導所設置法」(法律第一五二號)。五〇年、「社會福祉主事の設置に關する法律」(法律第一八二號)。「住宅金融公庫法」(法律第一五六號)を制定、從來の、司法保護事業法が廢止されて、「更生緊急保護法」(法律第二〇三號)が、これに代つた。五一年、「社會福祉事業法」(法律第四五號)。「公營住宅法」(法律第一九三號)。五二年、「母子福祉資金の貸付等に關する法律」(法律第三五〇號)。五三年、「産業労働者住宅資金融通法」(法律第六三號)。「社會福祉事業振興會法」(法律第二四〇號)。五五年、「日本住宅公團法」(法律第五三號)。「住宅融資保險法」(法律第六三號)が、各々制定せられた。

日本國憲法は、またその第二六條に於て、「すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて國民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」と規定してゐるので、教育に關する諸立法も、また當然社會福祉立法の一分野に屬することとなつたのである。教育に關する權利乃至義務を、何等規定してゐなかつたところの、かの「大日本帝國憲法」下の、教育關係諸勅令、即ち「私立學校令」(一八九九年勅令第三五九號)。「教員免許令」(一九〇〇年勅令第一三四號)。「專門學校令」(一九〇三年勅令第六一號)。「大學令」(一八年勅令第三八八號)。「高等學校令」(一八年勅令第三八九號)。「帝國大學令」(一九九年勅令第一二號)。「青年學校令」(三九年勅令第二五四號)。「國民學校令」(四一年勅令第一四八號)。

「中等學校令」(四三年勅令第三六號)。「師範學校令」(四三年勅令第一〇九號)。「戰時教育令」(四五年勅令第三二〇號)等と、日本國憲法下の、「教育基本法」(四七年法律第二五號)。「學校教育法」(四七年法律第二六號)。「教育委員會法」(四八年法律第一七〇號)。「教育公務員特例法」(四九年法律第一號)。「國立學校設置法」(四九年法律第一五〇號)。「私立學校法」(四九年法律第二七〇號)。「教育職員免許法」(四九年法律第一四七號)。「社會教育法」(四九年法律第二〇七號)。「義務教育費國庫負擔法」(五二年法律第三〇三號)等を、比較するとき、このことは一層明瞭となるであらう。それは、單に、一は、「勅令」であり、他は「法律」であると云ふ形式上の相違には留らない。これに、「産業教育振興法」(五一年法律第二二八號)。「理科教育振興法」(五三年法律第一八六號)。「高等學校の定時制教育及び通信教育振興法」(五三年法律第二三八號)。「公立學校施設費國庫負擔法」(五三年法律第二四七號)。「危険校舍改築促進臨時措置法」(五三年法律第二四八號)。「學校給食法」(五四年法律第一六〇號)。「盲學校ろう學校及び養護學校への就學奨勵に關する法律」(五四年法律第一四四號)。「へき地教育振興法」(五四年法律第一四三號)。「公立小學校不正常授業解消促進臨時措置法」(五五年法律第一四七號)等を、加へて考へるとき、教育關係法規が、社會福祉法規の一分野に屬すべきであると云ふことは、更に明白となるであらう。

第二節 公衆衛生のための諸立法

『公衆衛生』(Public Health)に關する方面に於ては、一八七三年(明治六年)、文部省内に、「醫務局」が設置せられ、翌々七五年、その事務は、内務省「衛生局」に移管せられた。

一八九〇年、「水道條例」(法律第九號)。一八九七年、「阿片法」(法律第二七號)。「傳染病豫防法」(法律第三六號)。

一八九九年、「海港檢疫法」(法律第一九號)。一九〇〇年、「飲食物その他の物品取締に關する法律」(法律第一五號)。「未成年者喫煙禁止法」(法律第三三號)。「精神病者監護法」(法律第三八號)。「汚物掃除法」(法律第三一號)。「下水道法」(法律第三三號)。「娼妓取締規則」(內務省令第四四號)。一九〇六年、「屠場法」(法律第三二號)。一九〇七年、「癩豫防法」(法律第一一號)。一九〇九年、「種痘法」(法律第三五號)。一九九年、「精神病院法」(法律第二五號)。「結核豫防法」(法律第二六號)。二二年、「未成年者飲酒禁止法」(法律第二〇號)。二七年、「花柳病豫防法」(法律第四八號)。三二年、「寄生蟲豫防法」(法律第五九號)。三七年、「保健所法」(法律第四二號)。三八年、厚生省設置。四〇年、「國民體力法」(法律第一〇五號)。「國民優生法」(法律第一〇七號)。四二年、「國民醫療法」(法律第七〇號)。四三年、「藥事法」(法律第四八號)が、制定せられた。

敗戦後、全面的改正、又は、新しく制定せられたものは、次の如くである。四五年、「花柳病豫防法特例」(厚生省令第四五號)。四六年、「有毒飲食物等取締令」(勅令第五二號)。「麻薬取締規則」(厚生省令第二五號)。四七年、「保健所法」(法律第一〇一號)。「毒物劇物營業取締法」(法律第二〇六號)。「醫藥部外品等取締法」(法律第三三三號)。「食品衛生法」(法律第二三三號)。「理容師美容師法」(法律第三三四號)。「榮養士法」(法律第二四五號)。「傳染病届出規則」(厚生省令第五號)。「飲食物營業取締規則」(厚生省令第一五號)。「大麻取締規則」(厚生省・農林省規則第一號)。四八年、「墓地埋葬等に關する法律」(法律第四八號)。「豫防接種法」(法律第六八號)。「麻薬取締法」(法律第一二三號)。「興行場法」(法律第一三七號)。「旅館業法」(法律第一三八號)。「公衆浴場法」(法律第一三九號)。「へい獸處理場に關する法律」(法律第一四〇號)。「性病豫防法」(法律第一六七號)。「風俗營業取締法」(法律第二二三號)。「大麻取締法」(法律第一二四號)。「優生保

護法」(法律第一五六號)。「藥事法」(法律第一九七號)。「醫師法」(法律第二〇一號)。「保健婦助産婦看護婦法」(法律第二〇三號)。「醫療法」(法律第二〇五號)。「結核豫防法」(法律第九六號)。「精神衛生法」(法律第一二三號)。「狂犬豫防法」(法律第二四七號)。「毒物及び劇物取締法」(法律第三〇三號)。「檢疫法」(法律第二〇一號)。「覺せい劑取締法」(法律第二五二號)。「榮養改善法」(法律第二四八號)。「五年、麻藥取締法の全文改正(法律第一四號)。「と畜場法」(法律第一一四號)。「らい豫防法」(法律第二二四號)。「五年、あへん法」(法律第七一號)。「清掃法」(法律第七二號)。「五年、けい肺および外傷性せき髄障害に關する特別保護法」(法律第九一號)。

そして、このような公衆衛生に對する、社會的關心の高まりは、直ちに、すべての國民の保健に重大な影響を及ぼし、例へば、永年、世界第一位を占めてゐた、わが國の、結核による年間死亡者數も、五一年には、一〇萬人臺(人口一萬人に對して一人)を割つて、第二位となり、五二年には、七萬人臺(人口一萬人に對して七人)となつて、第四位に下つてゐる。

第三節 社會保障のための諸立法

『社會保障』(Social Security)の萌芽は、先づ現業官吏の「共濟組合」として、現はれたと云つて、過言ではあるまい。即ち、一九〇七年(明治四〇年)五月一日、「鐵道共濟組合令」(勅令第二二七號)に基き、國有鐵道關係の共濟組合が設立されてより、翌八年には、專賣局共濟組合。九年には、印刷局共濟組合、遞信共濟組合。一九年に、營林局署共濟組合、北海道營林現業共濟組合。二〇年に、警察共濟組合。二三年に、土木共濟組合、造幣共濟組合。三九年の「職員健康保險法」(法律第七二號)の制定に伴ひ、四〇年、刑務共濟組合、生絲検査所共濟組合、商工省、大藏省、内務

省、司法省、文部省、外務省、運輸省、厚生省、農林省等に順次、政府職員共済組合が設立されて行つた。

他方、近代産業の發達に伴ひ、勞働保護の問題が、次第に行政上の課題とせられるやうになり、一九〇五年に「鑛業法」(法律第四五號)。一九一一年に、「工場法」(法律第四六號)が制定されるに至つたが、特に一九一四—一九一八年の第一次世界大戰以後、勞働保護の問題は、遂に社會問題と化したので、内務省、農商務省、逓信省等が、それぞれの立場から、勞働行政の研究に着手し、また、貴族院議員江木翼が、「疾病保險法私案」を公表する等のことがあつた。²⁾

二〇年八月、政府は、勞働行政の主務官廳として、農商務省工務局内に、「勞働課」を新設し、先づ、勞働者に對する健康保險の調査立案に着手した。その成果は、二一年一月、「健康保險法案要綱」として現はれ、政府は、これを、同年一二月設置された「勞働保險調査會」の審議にかけた。調査會は、この要綱に、若干の修正と附帶事項を加へて、二二年一月、農商務大臣に答申、政府は、この答申に基き「健康保險法案」を作成、同年三月、第四五回帝國議會に提案、原案通り可決されて、四月、法律第七〇號として公布。

次いで、從來、各省に分散してゐた勞働行政事務を統合するため、同年十一月、内務省内に、前記の社會局を創設、二三年四月、社會局内に、「臨時健康保險部」を設置、「健康保險法施行令案」を作成、同年七月、これを、勞働保險調査會の審議にかけたが、その答申の行はれぬ内、九月、關東大震災が起つて、このことは、一頓挫を來し、二六年二月になつて漸く、「健康保險法中改正案」及び「健康保險特別會計法案」を、第五一回帝國議會に提案、同年三月、それぞれ、法律第三四號、法律第二六號として公布、七月より、その一部を施行、一〇月、全國に健康保險署を設置、保険料の徴收、及び保険金の給付は、二七年一月一日より施行せられた。³⁾

三一年、世界的恐慌が、前記の勞働者災害扶助法と、「勞働者災害扶助責任保險法」（法律第五五號）とを生み、その不況の皺寄せは、次第に農漁村の窮乏として現はれてきたので、政府は、工場勞働者のみならず、廣く國民一般を對象とする健康保險法の調査研究を進め、三四年、社會局が、「國民健康保險制度要綱」を非公式に發表、それに基づいて、勞働保險調査會は、三五年、國民健康保險制度要綱を發表、三六年、「國民健康保險法案」が、議會に提出せられたが、衆議院解散のため、審議未了となつてしまつた。

三八年、厚生省設置に伴ひ、從來、内務省社會局の擔當してゐた事務は、すべて、厚生省外局の「保險院」に移管せられた。この保險院の最初の立案たる國民健康保險案は、同年四月、第七三回帝國議會を通過、法律第六〇號として、七月一日より施行せられるに至つたのである。

他方、健康保險法の立案と、相前後して、二一年頃、逓信省に於て、「船員保險法案」が検討せられたことがあつたが、その成案を得ない間に、その事務は、社會局に移管せられたので、ここで一時、中絶せられた。

三一年、第五九回帝國議會に、船員保險法案が提出せられたが、この法案も、審議未了となり、三九年四月になつて、漸く、「船員保險法」（法律第七三號）の公布をみたのであつた。

その後、同法は、四三年四月、船員の傷病に對する三ヶ月間の、船舶所有者の扶養義務を、船員保險に於て給付すると云ふ點の改正が行はれ、四五年四月、職務上及び職務外の給付原因の種別による保險給付の受給條件の改善、被保險者の資格期間についての、戦時加算等についての改正が行はれた。

最後に、一九四一年三月、一〇人以上の勞働者を使用する事業所に雇はれてゐる男子筋肉勞働者を對象とする「勞働者年金保險法」（法律第六〇號）が公布せられ、その内の、被保險者の資格に關する規定は、四二年一月一日より施

行、保険給付及び費用の負擔に關する規定は、六月一日より施行せられた。同法は、四四年二月、名稱を「厚生年金保險法」（法律第二二號）と改め、常時五人以上の勞働者を使用する事業所の、男子、女子筋肉勞働者及び職員を對象とし、その保險給付額を引き上げ、支給條件を緩和し、業務上の給付を取り入れ、⁴⁾女子被保險者の脱退に對する特別給付制度を設ける等、全面的な改正を行ひ、また、從來の、「退職積立金及退職手當法」（三六年法律第四二號）を事實上吸収してしまつた。

一九四五年八月、「社會保險」（Social Insurance）と云ふ形で、われわれの持つてゐたものは、右の五種類の社會保險制度と、内務大臣により指定せられ、健康保險法並びに厚生年金法の公的代行機關と見做されてゐたところの、上記、二十餘の、共濟組合だけであつた。

日本國憲法は、その第二七條に於て、「すべて國民は、勤勞の權利を有し、義務を負ふ。賃金、就業時間、休息その他の勤勞條件に關する基準は、法律でこれを定める。兒童は、これを酷使してはならない」と規定してゐる。

この規定に應じて、四七年、勞働省を設置（法律第九七號）。同年九月、「勞働基準法」（法律第四九號）が施行せられ、その裏づけの一つとして、「勞働者災害補償保險法」（法律第五〇號）が施行せられた。

次いで復員引揚並びに企業再編成に伴ふ失業者の激増に刺戟せられて、同年一二月公布、一二月一日に遡及適用せられる「失業保險法」（法律第一四六號）と、その給付が開始せられる翌四八年四月末日までに失業する被保險者に、過渡的給付を與へるため、六ヶ月間有効の「失業手當法」（法律第一四五號）が制定せられ、同時に、船員保險中に、失業保險の給付を設ける改正が行はれた。

また前述の如く、現業員については、一九〇七年頃より、非現業員については、三九年頃より結成せられてゐた共済組合は、四七年一〇月「國家公務員法」(法律第一二〇號)の制定を機会に、統合せられて、「國家公務員共済組合法」(法律第六九號)が、翌四八年七月より施行せられることとなつたのである。

國家公務員の業務上の災害に對する救済制度は、從來、その身分や職種等によつて、各々別個の命令や規則によつて、實施せられていたが、勞働基準法にもとづく、災害補償の基準に即應するため、四七年、「勞働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に關する法律」(法律第一六七號)が制定され、五一年七月より、「國家公務員災害補償法」(法律一九一號)が施行せられた。更に、五三年、「日雇勞働者健康保險法」(法律第二〇七號)。「私立學校教職員共済組合法」(法律第二四五號)。五四年、「厚生年金保險法」の全文改正(法律第一一五號)。「市町村職員共済組合法」(法律第二〇四號)の制定が行はれ、現在、「公共企業體職員等共済組合法案」が、繼續審議中である。

四七年一〇月、社會保險制度調査會は、「社會保障制度要綱」を、政府に答申、四八年七月には、前年九月來軋したアメリカ合衆國社會保障行政部、ワンデル博士を團長とする「アメリカ合衆國社會保障制度調査團報告書」がGHQより、日本國政府に手交せられ、四九年五月、「社會保障制度審議會設置法」(四八年法律第二六六號)に基き、内閣總理大臣直屬の「社會保障制度審議會」が設置せられた。五〇年一月、同審議會は、「社會保險」、「國家扶助」、「公衆衛生及び醫療」、「社會福祉」、「運営及び財政」の五編より成る「社會保障制度に關する勸告」を行った。政府は、同年一二月、閣議をもつて、「社會保障制度關係懇談會」を設置、その下に、關係各省の次官局長をもつてする幹事會を、總理府に、事務機關として社會保障審議連絡室を置いた。

五一年九月、サンフランシスコ四九ヶ國對日平和條約調印。社會保障制度審議會は、同年一〇月、「社會保障制度

推進に關する勸告」を行つたが、その第九項は、特に、「戦争犠牲者の援護」と題して、次の如く勸告している。「戦争による遺家族、傷病者等の援護の問題は、終戦以來の懸案であるが、講和とともに、一層その解決を要望する聲が強くなつて來た。本審議會は、問題の重要性に鑑み、特別の小委員會を設けて、この問題についての検討を試みつつあるが、政府は、社會保障の見地から、これらの者に對して、何らかの生活保障の措置を講ずべきである」と。

遺家族援護の方法としては、舊來、軍人に關しては、「恩給法」(三年法律第四八號)に基く、扶助料並びに一時扶助料、「轉免役賜金令」による賜金、「軍事扶助法」による扶助があり、軍屬に關しては、「雇員扶助令」、「傭人扶助令」に基く扶助、「陸軍軍屬戰災救恤規程」による給付、「陸軍共濟組合規則」、「海軍共濟組合規則」による給付があり、また、軍人軍屬に共通のものとしては、「死歿者特別賜金令」(一九年勅令第四九二號)に基く賜金等があつたが、四五年十一月、GHQより發せられた「軍人恩給停止に關する覺書——恩給並びに扶助料に關する件——」にもとづいて、翌四六年二月施行せられた「恩給法の特例に關する件」(勅令第六八號)によつて、軍屬たる雇傭者に對する諸給付を除いては、恩給法に基く扶助料、一時扶助料、轉免役賜金、死歿者特別賜金等の諸制度は一切廢止又は停止せられ、軍事扶助法は、前述の如く、生活保護法に吸收せられ、更に、雇員扶助令、傭人扶助令は廢止、陸軍軍屬戰災救恤規程、陸軍共濟組合規則、海軍共濟組合規則に基く給付は、五三年に至つて、「舊令による共濟組合等からの年金受給者の爲の特別措置法」(法律第一五八號)に引き繼がれたのであつた。

講和條約調印後、先づ、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」(五二年法律第二二七號)が、五二年四月より施行せられ、次いで五三年、「恩給法の一部を改正する法律」(法律第一五五號)によつて、所謂、軍人恩給が復活、更に「未歸還者留守家族等援護法」(法律第一六一號)が制定せられた。五四年六月、「恩給法の一部を改正する法律」(法律第二〇〇號)

によつて、戦傷病者戦没者遺族等援護法にもとづき、公務上死没したものと認められて、遺族年金又は弔慰金の支給を受けた場合には、恩給法に於ても、それを、公務死亡として取扱ふこととなつたので、兩法の關係は一層緊密なものとなつた。

五五年三月、社會保障制度審議會は、政府に對して、「社會保障制度の企畫運營方法の改善に關する勸告」を行ひ、その中で、今なほ、各省に分散してゐるところの、社會保障關係行政の統合を要望、政府は直ちに、閣議に於て、「社會保障企畫廳」の設置を了承、厚生省を中心として、その調査立案の方向に進みつつある。そして、若しも、「軍事費」が、これ以上、膨脹しないならば、そして、更に、將來その軍事費を削減して行くことが出来るならば、やがて、「社會保障省」が出現し得るであらうし、また、ぜひ出現させねばならない。

結語——社會保障の前進のために——

社會保障制度審議會が、「社會保障制度に關する勸告」を行つた、まさにその年の六月二五日に、「朝鮮動亂」が勃發し、八月一〇日に、「警察豫備隊」が發足した。かくして、「國家保障」(National Security)を、全く抜きにして「社會保障」だけを實施し得ると云ふやうな甘い夢は破れた。それは、破れるべくして破れたのである。

それにも拘らず、今なほ、覺め果てた、かの桃源の夢を、はかなく追ひ求めてゐる人達があり、追ひ求めるかの如きポーズを取つてゐる人達がある。

武陵桃源に『一軒屋』があつたとする。その家の主人が、戸締無用論者であつたところ、その家に斬り取り強盜が入つたとする。更に、その強盜が、その家を根城として、悪事の下準備をしたとする。その主人は、我關せず焉と

して、佛壇の前で、平和主義的な空念佛を唱へてゐたとする。その場合でも、その家の主人は、社會的責任を、追求されねばならないであらう。まして、現在の國際社會は、『棟割長屋』なのである。その内の一軒に入つた強盜は、天井を這ひ、床下を潛つて、兩隣へ押し入ることが出来る。そこで、戸締無用論者の家へは、頼まれなくとも、左右いづれかの隣から、腕節の強い用心棒が来てくれるのである。斷つても、「公共の安全と平和のために」ゐてくれるし、またそれが當然なのである。そこで、この用心棒には、衣食住を提供せねばならず、そこから、臺所への干渉が始まる。他人に頼つてゐる以上、その他人から或る程度、掣肘を受けると云ふのは、當然のなりゆきなのである。

現在の、國際社會には、それでは、斬り取り強盜が存在するであらうか。

一九四三年一月、カイロに於て、「同盟國は、自國のためには利得を求めず、また領土擴張の念も有しない。同盟國の目的は、一九一四年の第一次世界大戰の開始以後に日本國が奪取し、又は占領した太平洋に於けるすべての島を、日本國から剝奪すること、並びに滿洲、臺灣及び澎湖島のような、日本國が清國人から盜取したすべての地域を中華民國に返還することにある」と宣言した、その聯合諸國が、四五年二月、ヤルタに於て、「日本の領土」を閣取引きしたばかりではなく、味方の、五大國の一である「中華民國の利權」を、中華民國の代表者を出席させることさへせず閣取引きした事實。「大連商港におけるソビエトの優先的利権は擁護し、この港は國際化し、また、ソビエトの海軍基地としての旅順口の租借權は回復する。青清鐵道及び大連に出口を供與する南滿洲鐵道は、ソ中合辦會社を設立して共同に運營する。但しソビエトの優先的利権は保障し、また中華民國は滿洲における完全な主權を保有する。……三大國の主権は、ソビエトの右の要求が、日本國の敗北した後に確實に満足されることを協定した。」(ヤルタ協定第二項(ロ))。その閣取引の一方の相手方であるソビエトは、日本との間の「中立條約」を踏みにじつて、同年八

月、突如參戰、千島、樺太等北方の島々を、今なほ占領しつづけてゐると云ふ事實。また、アメリカは、講和條約發效後も、沖繩、小笠原等南方の島々を返還せず占有しつづけてゐると云ふ事實。その他の諸國も、アジア及びアフリカの植民地を、軍事力によつて今なほ威壓しつづけてゐると云ふ事實。不當な、輸入制限や漁業上の壓迫などは云ふに及ばず、これらの諸事實は、日本國民をして、現在の國際社會に於ける、腕力的支配 (Might is Right) の存在、従つて「強盜」の存在を、感ぜしめるのに充分な役割を果すものなのである。

しからば、それに對する「警察」は、現在の國際社會に存在するであらうか。

ここで、平和主義的な絶對的非武裝論者は、奇妙にも、國際連合軍と云ふ「武裝力」に期待するのであるが、國際連合が、現在の如き、「非民主的な機關」である限り、換言するならば、國際連合に於いて、「萬國の平等と自由」とが事實上、否定せられてゐる限り、更に具體的に述べるならば、國際連合に於いて、五大強國 (Big 5) だけが、「拒否權」と云ふ特權 (集團的獨裁權) を持つてゐると云ふ状態が續く限り、國際的警察は、存在し得る餘地がない。國際連合への加盟さへも、「拒否」されてゐるこの日本を、國際連合軍が衛つてくれるであらうなどと考へるところほど、馬鹿氣た御伽噺はない。右隣の腕節の強い用心棒に衛つてもらつてゐる以上、左隣からは、絶えず「拒否」されつづけて、いつまでたつても、正常な社會的地位に戻ることは出来ない。しかも、左隣の二軒が、その家を目標にして、既に、固い「軍事同盟」を結んでゐる以上、その家は、次第に右隣との「軍事同盟」締結に傾いてゆく。正常な國際的地位にさへ着き得ない國家が、國際平和に貢獻し得る筈はないのである。自國をさへ衛り得ない者に、どうして世界平和が衛り得ようか。

全く不經濟で無駄な「軍事費」を、これ以上膨脹させることなく、社會保障を更に前進せしめてゆくには、どうす

ればよいのか。それは、選挙の得票めあての、好言や令色だけでは、片づかぬ問題なのである。⁵⁾

(一九五六・二・二九)

註(1)この年、イギリスに於ては、世界最初の「失業保険法」(National Insurance Act, Part II)が制定された。

(2)「疾病保険法」は、先づドイツに於いて、一八八三年六月に制定せられた。わが國に於いても、一八九八年、衛生局で、「労働者疾病保険法案」が立案せられ、一〇〇名以上の労働者を使用する事業所に適用せられるものとして、中央衛生會に、諮問せられたことがある。

(3)同法は、その後、二九年、三四年、三九年、四二年及び四四年に、それぞれ改正せられ、また四三年四月「職員健康保険法」を吸収した。

(4)四七年「労働基準法」並びに「労働者災害補償保険法」制定後は、厚生年金保険法は、「業務外の災害」のみを保険することとなつた。

(5)拙稿「國家保障論——多元的平和——」關西大學法學論集創立七十周年記念號參照